

オンライン説明会（令和6年8月21日実施）での質問と回答

No.	質問	回答
1	<p>認証制度の申請を通して、利子補給制度を活用するための条件や手続きを教えてください。</p>	<p>利子補給制度は、北九州市が作成した「地域再生計画」※に基づく事業を行う（認証制度に取り組む）事業者様が、以下の金融機関のうち、国から指定された金融機関から融資を受ける際に、利子が一定程度軽減される制度です。 その条件は、次ページ「別紙」に示しています。 制度活用の手続きについては、国と金融機関の契約が必要となり、各金融機関で手続きが異なりますので、融資を希望する際に、当該金融機関のご担当者様にご相談ください。</p> <p><利子補給制度活用可能な金融機関></p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社北九州銀行 ・株式会社西日本シティ銀行 ・株式会社広島銀行 ・株式会社福岡銀行 ・福岡ひびき信用金庫 ・株式会社みずほ銀行 ・株式会社三井住友銀行 ・三井住友信託銀行株式会社 ・株式会社三菱UFJ銀行
2	<p>本年度中に登録制度の更新時期を迎え、同時に本年度中に認証制度に申請する予定です。認証制度の申請には、登録制度の更新は必須ですか。</p>	<p>認証制度の条件として、「登録制度に登録していること」を設けています。そのため、登録制度の更新も必要です。 第1次の登録事業者様については、登録制度の更新の受付を開始していますので、更新の手続きと認証制度の申請手続きが同時進行となりますが、ご理解ください。</p>
3	<p>認証制度に申請するのであれば、登録制度の更新申請はしなくても良いのでしょうか？</p>	<p>（この質問は2番目の回答と重複するため、ここでは省略します。）</p>
4	<p>もし、登録制度の更新をせずに認証制度に申請して、認証を得られなかった場合、次年度登録制度に再申請してから（登録を得て）、その後認証制度に再申請する必要があるのでしょうか？</p>	<p>再度登録制度の申請をいただき、登録を受けた上で、認証制度の申請も再度いただく必要があります。</p>
5	<p>認証制度を取得した場合は、入札加点の対象になりますか？</p>	<p>認証制度の認証取得による入札の加点はありません。 （登録制度では、入札（総合評価落札方式）時の加点を設けています。）</p>

※ 地域再生計画 <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/001097082.pdf>

別紙（質問No.1関係）

利子補給制度の活用条件（対象事業について）

対象事業項目	具体的な事業例
<p>企業その他の事業者が独自に開発した技術又は蓄積した知見を活用した新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出等を行う事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業</p>	<p>①新商品を生産し、若しくは新たな役務を提供する事業、又は独自の技術・ノウハウを利用して商品の生産若しくは販売若しくは役務の提供の方式を改善する事業</p> <p>②①の事業実施のための企業化開発段階以降の技術開発</p>
<p>企業その他の事業者が行う新技術の研究開発及びその成果の企業化等の事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業</p>	<p>新技術の企業化開発及び企業化の事業であり、当該技術の新規性、先端性、高度性等が、地域の産業競争力や民間技術開発力の強化に資する等の政策的観点から積極的な事業支援が望ましい案件</p>
<p>地球温暖化対策、リサイクルの推進その他地域における環境の保全（良好な環境の創出を含む。）に係る事業</p>	<p>①廃棄物の発生抑制に資するように、製品の製造、使用等に係る資源効率を高めるための施設整備（リデュース事業）</p> <p>②使用済製品等を再利用するために、当該使用済製品等を回収し、適切な処置を施すために必要な施設整備（リターナブル容器包装を含む）（リユース事業）</p> <p>③使用済製品等を回収し、原材料として利用する事業に必要な施設整備（動植物性残さを対象とする施設整備については、食品加工に関するもの（食品加工工場内での動植物性残さ処理施設、動植物性残さからの食品製造に係るもの）は融資対象から除く。ただし、動植物性残さからの医薬品製造に係るものは対応可）（リサイクル事業（熱回収事業、建設残土対策を含む））</p>